

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

H27.1.30

介護保険課

1 要旨

平成 26 年 6 月 25 日公布の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(以下「医療介護総合促進法」という。)における介護保険法の一部改正及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の施行に伴う県条例の改正等を行う。

2 対象条例

- (1) 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (3) 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (6) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

3 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

4 県の条例案について

今回の一部改正は、医療介護総合促進法及び平成 27 年 4 月から改定される介護報酬改定に合わせた基準省令の見直しであるため、県において独自基準を定めることはせず、これまでの国の基準と同様の内容とすることとした。

事務連絡

平成 27 年 1 月 16 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
振興課

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般の社会保障審議会介護給付費分科会（以下「分科会」という。）におきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正案に係る答申等を得られたところです。

本日、当該改正内容のうち、平成 27 年 4 月 1 日から施行される部分を盛り込んだ「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 4 号。以下「改正省令」という。）が官報公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、平成 27 年 4 月 1 日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、分科会において答申等が得られた改正内容のうち、本改正省令に盛り込まれていない「平成 27 年 4 月 1 日施行分」につきましては、来週中に官報公布することを予定しております。また、「平成 27 年 4 月 1 日後施行分」については、平成 27 年度中の官報公布を予定しています。引き続き、分科会の動向とともに、ご留意頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等
 の改正の主な内容について

1. 居宅介護支援(介護予防を含む)

居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携に関する規定を以下のとおり改正する。また、地域ケア会議における関係者間の情報共有に関して、以下の努力義務規定を設ける。

- ① 居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。
 (指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「居宅介護支援基準」という。)第13条及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防支援基準」という。)第30条関係)
- ② 今般の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。
 (居宅介護支援基準第13条及び介護予防支援基準第30条関係)

2. 訪問系サービス

(1) 訪問介護

サービス提供責任者の配置基準及び訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新総合事業」という。)を一体的に実施する場合の人員等の基準を以下のとおり改正する。

- ① 訪問介護事業所に置かなければならない常勤のサービス提供責任者が3人以上であって、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている事業所について、複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者50人に対して1人以上」に緩和する(介護予防も同様)。
 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「居宅基準」という。)第5条関係及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「介護予防基準」という。)附則(新設))

- ②訪問介護事業者が、訪問介護及び新総合事業における第一号訪問事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。
(居宅基準第5条及び第7条等関係)

3. 通所系サービス

(1) 通所介護

地域密着型通所介護に係る規定及び小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行に向けた経過措置に係る規定を新設する。また、通所介護と新総合事業における第一号通所事業を一体的に実施する場合の人員等の基準並びに夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準を以下のとおり改正する。

- ①平成 28 年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設ける。
(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「地域密着型基準」という。)(新設))
- ②小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際に、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての基準について、平成 29 年度末までの経過措置を設ける。
(地域密着型基準附則(新設))
- ③通所介護事業者が、通所介護及び新総合事業における第一号通所事業を、同一の事業所において、一体的に実施運営する場合の人員、設備及び運営の基準については、通所介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。
(居宅基準第 93 条及び第 95 条関係)
- ④通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設ける(介護予防も同様)。
(居宅基準第 95 条等関係)

4. 訪問系・通所系サービス共通

(1) 訪問・通所リハビリテーション

リハビリテーションの基本理念に係る規定、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションを同一事業者が提供する場合の運営の効率化に係る規定並びにリハビリテーションを提供する事業者に係る運営基準を以下のとおり改正する。

- ①リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定する(訪問看護、通所介護、認知症対応型通所介護も同様)。
(居宅基準第 75 条及び第 110 条等関係)
- ②訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業者が提供する場合の運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画、リハビリテーションに関する利用者等の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に実施できるよう基準を見直す(介護予防も同様)。
(居宅基準第 81 条及び第 115 条関係、介護予防基準第 86 条)
- ③訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーションカンファレンスの場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めることとする(介護予防も同様)。
(居宅基準第 80 条及び第 114 条関係、介護予防基準第 86 条)

5. 短期入所系サービス

(1) 短期入所生活介護(介護予防を含む)

緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応に係る基準を以下のとおり改正する。

- ①利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認められた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受入れを可能とする。
(居宅基準第 138 条及び介護予防基準第 139 条関係)
- ②基準該当短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とする。
(居宅基準第 140 条の 26 及び第 140 条の 32 並びに介護予防基準第 179 条及び第 185 条関係)

6. 特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)

介護職員・看護職員の配置基準に係る規定、法定代理受領の同意書に係る規定及び養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に係る規定を以下のとおり改正する。

- ①介護職員・看護職員の配置基準については、要支援1の基準(10:1)を参考に、要支援2の基準(3:1)を見直す。
(居宅基準第175条及び介護予防基準第231条関係)
- ②事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられているが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃する。
(居宅基準第180条、地域密着型基準第115条並びに介護予防基準第236条関係)
- ③養護老人ホームについて、個別に要介護者に対して委託による訪問介護等を提供する外部サービス利用型だけではなく、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型とすることができることとする。
(居宅基準第174条及び介護予防基準第230条関係)

7. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売(介護予防を含む)

福祉用具専門相談員の資質の向上に係る規定を以下のとおり改正する。

- ①福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与(販売)に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めることとする。
(居宅基準第201条及び介護予防基準第271条関係)

8. 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問看護サービスの提供体制に係る規定、オペレーターの配置基準に係る規定及び介護・医療連携推進会議と外部評価に係る規定について以下のとおり改正する。

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看

護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。

(地域密着型基準第3条の30 関係)

- ②夜間から早朝まで(午後6時から午前8時まで)の間にオペレーターとして充てることのできる施設・事業所の範囲について、「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。

(地域密着型基準第3条の4関係)

- ③介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(地域密着型基準第3条の21 関係)

(2)小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)

登録定員等に係る規定、運営推進会議と外部評価に係る規定、看護職員の配置要件に係る規定、他の訪問看護事業所等との連携に係る規定及び地域との連携の推進に係る規定について以下のとおり改正する。

- ①小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。

なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。

(地域密着型基準第66条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防基準」という。)第47条関係)

- ②運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(地域密着型基準第72条及び地域密着型介護予防基準第65条関係)

- ③小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、

その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。

(地域密着型基準第 63 条及び地域密着型介護予防基準第 44 条関係)

- ④小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合は、利用者の処遇に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とする。

(地域密着型基準第 64 条及び地域密着型介護予防基準第 45 条関係)

(3)複合型サービス

サービス名称に係る規定、登録定員等に係る規定及び運営推進会議と外部評価に係る規定について以下のとおり改正する。

- ①サービスの普及に向けた取組の一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として、「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。

(地域密着型基準第8章関係)

- ②複合型サービスの登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定複合型サービス事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。

(地域密着型基準第 174 条関係)

- ③運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(地域密着型基準第 176 条関係)

(4)認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)

ユニット数に係る規定を以下のとおり改正する。

- ① 認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化する。

(地域密着型基準第 93 条及び地域密着型介護予防基準第 73 条関係)

(5) 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)

利用定員に係る規定、運営推進会議の設置に係る規定並びに夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準を以下のとおり改正する。

- ① 共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に見直す。

(地域密着型基準第 46 条及び地域密着型介護予防基準第9条関係)

- ② 地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成 28 年度から「運営推進会議」の設置を義務づけるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定について所要の基準改正を行う。

(地域密着型基準第 59 条及び地域密着型介護予防基準第 39 条関係)

- ③ 認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設ける。

(地域密着型基準第 44 条及び地域密着型介護予防基準第 7 条等関係)

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設に係る要件を以下のとおり改正する。

- ① サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。

(地域密着型基準第 131 条、第 132 条及び第 160 条関係)